

## 春日井商工会議所 きぐるみ貸出規定

### 1 目的

春日井の地域資源である“サボテン”の認知を高め、「春日井サボテン」のブランド構築を図るため貸出を行う。

また、キャラクター・ロゴマーク等の使用については別途使用基準に従うこととし、別途申請手続きが必要である。

### 2 貸出基準

きぐるみの貸出は、春日井商工会議所が事業趣旨と整合性があると判断する時に貸出を行う。尚、無償及び有償の基準は下記の通りとする。

#### (1) 無償の場合

- 1) 国、地方自治体、学校法人及び公益法人等が非営利事業に使用する場合
- 2) 新聞、雑誌、テレビ等報道機関が報道目的に使用する場合
- 4) その他、無償とすることが適切であると春日井商工会議所が認める場合

#### (2) 有償の場合

- 1) きぐるみの使用によって申請者が収益を得る場合
- 2) 企業活動に使用する場合
- 3) 広告宣伝に使用する場合
- 4) その他、有償とすることが適切であると春日井商工会議所が認める場合

#### (3) 次の各号のいずれかに該当する場合は貸出しない

- 1) 展示のみで使用する場合
- 2) ブランドイメージを傷つけ、また傷つける恐れのある場合
- 3) 使用目的が明確でない場合
- 4) きぐるみの正しい使用方法に従って使用しない、また使用しない恐れのある場合
- 5) 法令または公序良俗に反し、または反する恐れのある場合
- 6) 特定の個人、政党、宗教団体等を支援または公認しているような誤解を与え、また与える恐れのある場合
- 7) 不当な利益を上げるために利用する、また利用される恐れのある場合
- 8) その他、春日井商工会議所が不適切と判断する場合

### 3 貸出の方法

- 1) きぐるみの運搬は使用者（貸出申請者）が行い、それに係る費用を春日井商工会議所は一切負担しない。
- 2) きぐるみの引き渡しは、使用日に関わらず月～金曜日（8:30～17:15）に行う。
- 3) 双方立ち会いの上、状態を確認し、貸出および返却を行う。
- 4) 使用説明書に従い使用する。
- 5) 使用後は直近の月～金曜日（8:30～17:15）に行う。
- 6) 1申請に係る貸出期間は最長で1週間とし、延長する場合は再申請を要する。

### 3 申請手続き

貸出申込書を使用希望日の1カ月前までに春日井商工会議所へ提出し、承認を得るものとする。

申請が重複した場合は、原則として先着順に申込を受け付けるものとする。

#### (1) 使用承諾の通知

貸出申請者に対し、申請受付の10日後までに使用承諾または不承諾を通知する。

#### (2) 承認の取り消し

貸出承認をすでに通知した場合でも、止むを得ない事情があると春日井商工会議所が認めたときは、その承認を取り消す。

### 4 使用料

使用料は下記の通りとする。

		表示価格は1体あたりの料金	
無償貸出		なし	
有償貸出	会員料金	5,000円	
	非会員料金	15,000円	

※本体のみの貸出（演者付き貸出は行ってません）

### 5 使用上の遵守事項について

(1) 使用者（貸出申請者）は、次の各号を遵守しなければならない。万一、違反した場合は使用を取り消すとともに、その使用者への貸出を今後一切行わない。

- 1) きぐるみを第三者に譲渡、転貸しないこと
- 2) 申請申込書の記載通りに使用すること
- 3) 承認内容に従って使用すること
- 4) 火気及び危険物の付近で使用しないこと
- 5) 雨天時に屋外で使用しないこと、また使用中に天候が悪化した場合は直ちに使用を中止すること
- 6) その他、春日井商工会議所が特に付した条件に従って使用すること

### 6 原状復帰及び管理者の責任

- (1) きぐるみを破損または汚損した場合は、使用者（貸出申請者）の責任と負担により、補修またはクリーニングを行い、原状に復さなければならない。
- (2) きぐるみの使用により使用者（貸出申請者）が被った被害、または第三者に与えた損害に対して春日井商工会議所は一切の責任を負わない。

### 7 その他

この規定に定めるもののほか、きぐるみの取扱いについて必要な事項は別に定めます。